

## 学長の業務執行状況の評価方法について

学長選考会議は、新たな学長を選考するだけでなく、自らが選考した学長が、期待した業績を挙げているかどうかについて、選考後も定期的に確認を行っていくことが求められていることから、平成28年度及び平成29年度については、学長の業務執行状況の確認を行った。

平成30年度については、国立大学法人信州大学学長選考会議規程第2条第3項の規定に基づき、学長の在任期間が3年（任期中間点：平成30年10月1日）を経過した時点において、学長の業務執行状況の評価を行うことになっている。

そのため、残る任期における学長の業務執行状況の質の向上に資することを目的とし、学長の業務執行状況の評価方法について、下記のとおり定める。

### 記

#### 第1 実施時期及び対象期間

実施時期：平成30年11月28日開催の学長選考会議時

対象期間：平成27年10月1日～平成30年9月30日

#### 第2 実施方法

学長選考会議による学長の業務執行状況の評価の実施は、次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 評価資料による書面審査
- (2) 学長ヒアリング

#### 第3 評価資料による書面審査

第2第1号に定める評価資料による書面審査は、次の各号に掲げる評価資料により行う。

- (1) 学長プレゼンテーション資料
  - ①平成28年11月29日学長選考会議分
  - ②平成29年11月24日学長選考会議分
  - ③平成30年11月28日学長選考会議分
- (2) 学長選考会議議事要録
  - ①平成28年11月29日学長選考会議分
  - ②平成29年11月24日学長選考会議分
- (3) 国立大学法人評価委員会からの評価結果
  - ①平成28年度に係る業務の実績に関する評価の結果について
  - ②平成29年度に係る業務の実績に関する評価の結果について
- (4) 学長選考時の「次期学長に求められる資質・能力」
- (5) 学長選考時の「所信」
- (6) その他学長選考会議が必要と認める資料

#### 第4 学長ヒアリング

第2第2号に定める学長ヒアリングは、第3第1号③の学長プレゼンテーション資料による学長のプレゼンテーションのあと、第3の各号に掲げる評価資料に基づき、学長選考会議委員及び監事が、学長と質疑応答を行う形で実施し、その内容は非公開とする。

## 第5 審議及び決定

学長選考会議は、次の手順により学長の業務執行状況の評価について審議し決定する。

- (1) 各委員は、第3の「評価資料による書面審査」及び第4の「学長ヒアリング」の結果に基づき、別紙様式1「国立大学法人信州大学学長選考会議 学長の業務執行状況評価結果」（以下「評価結果」という。）の「1評価」欄には、次に掲げる【4段階の評価】を記載し、「2意見等」の欄には、次に掲げる【評価項目】ごとの意見等を記載する。

### 【4段階の評価】

- ・極めて順調である
- ・順調である
- ・おおむね順調である
- ・改善の努力が必要である

### 【評価項目】

- 1) リーダーシップ, 2) 教育, 3) 研究, 4) 国際交流, 5) 社会貢献, 6) 組織運営, 7) その他（「女性の活躍」等）

- (2) 学長選考会議は、評価結果による各委員の【4段階の評価】及び【評価項目】ごとの意見等を集約する。
- (3) 学長選考会議は、集約した各委員の【4段階の評価】及び【評価項目】ごとの意見等を総合的に判断し、学長選考会議として、【4段階の評価】による学長の業務執行状況の評価を決定する。
- (4) 学長選考会議は、【4段階の評価】による学長の業務執行状況の評価を決定したあと、別紙様式2「国立大学法人信州大学学長選考会議 学長の業務執行状況評価書」（以下「評価書」という。）を作成する。評価書の「1評価」欄には、決定した【4段階の評価】による学長の業務執行状況の評価を記載し、「2各委員からの主な意見等」の欄には、各委員からの【評価項目】ごとの意見等を集約して記載する。

## 第6 学長の業務執行状況の評価の公表

学長選考会議は、学長の業務執行状況の評価について決定した場合は、速やかに議長から学長に評価書の内容を伝えるとともに、評価書を本学ホームページで公表する。

以 上